

国土利用計画

第4次坂城町計画

The 4th municipal land use plan of Sakaki town

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



令和 3 年 3 月

目標年次 令和12年(2030年)

坂 城 町

Sakaki town

国土利用計画

第4次坂城町計画

目標年次 令和12年(2030年)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目 次

はじめに.....	3
第1 町土の利用に関する基本構想.....	4
1 基本理念.....	4
2 坂城町の特性	4
3 町土利用をめぐる基本的条件と課題	5
4 町土利用の基本方針	7
5 地域類型別の町土利用の基本方向.....	9
6 利用区分別の町土利用の基本方向.....	11
第2 町土の利用区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要.....	14
1 町土の利用区分ごとの規模の目標.....	14
2 地域別の概要	15
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	18
1 町土利用に関する法律などの適切な運用	18
2 町土の保全と安全性の確保.....	18
3 持続可能な町土の管理	19
4 土地の有効利用の促進	20
5 土地利用転換の適正化	21
6 町土に関する調査の推進.....	21

参考資料

はじめに

国土利用計画坂城町計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第2条に示された国土利用の基本理念に即して、同法第8条の規定に基づき、坂城町の区域における国土（以下「町土」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定める計画であり、町土の利用に関する行政上の指針となるものです。

令和12年（2030年）を目標年次とする第4次坂城町計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画の体系を構成する計画として、同法の規定に基づき定められた全国計画と長野県計画を基本とするとともに、坂城町第6次長期総合計画の基本構想に即して策定し、基本構想に定める坂城町の将来像である「**輝く未来を奏でるまち**」の実現を町土の利用の側面から目指すものです。

これまでの国土利用計画は、限りある資源である町土を有効に利用する観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど量的に調整する役割を期待されてきました。このような役割は、今後も一定程度必要であるものの、人口減少・高齢化が進展し、土地需要が減少する時代においては、町土を適切に管理し、荒廃を防ぐなど、町土利用の質的向上を図る視点がより重要となってきています。今後は、人口減少下における町土利用・管理のあり方を検討するとともに、自然環境や景観の保全・活用、安全な土地利用の推進などを通じ、より安全で豊かな町土を実現していくことが、国土利用計画の重要な役割となります。このため、この計画では、町土の適切な管理と計画的な活用を通じ、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土の維持を目指します。

なお、この計画は、長野県計画の改定、町の基本構想の改定、さらに社会情勢などに重大な変動があった場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）は、持続可能な世界を実現するため、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする国際目標です。SDGsは、17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸問題に対して国際社会全体で取り組むこととされています。

町では、第6次長期総合計画において、SDGsの理念を反映し、将来にわたり活力あるまちづくりを通じて、SDGs達成に向けた取組みを推進することとしています。

この国土利用計画坂城町計画についても、人口減少と高齢化が進む中、町土の適切な管理とその有効活用を通じて、災害に強い豊かな自然環境との共生とものづくりを中心とする産業・経済の発展を図り、将来にわたり持続可能な町土利用を実現し、SDGsの達成に寄与することを目指します。



第1 町土の利用に関する基本構想

1 基本理念

町土は、現在と将来における住民そして広く国民にとっての限られた大切な資源であるとともに、生活、産業などの諸活動の共通基盤です。

町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮した町土全体の均衡ある発展を図ります。また、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土を維持するため、町土を適切に管理し、町土の有効活用と土地利用の質的向上を図ることを基本理念とします。

2 坂城町の特性

坂城町は、長野県の北信地域と東信地域の結節点に位置し、四方を1,000メートル級の山々に囲まれ、その中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。

旧北国街道の交通の要衝に位置し、現在では、千曲川の東側にしなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、北陸新幹線（トンネル通過）、西側に国道18号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線（カ石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。

国道18号バイパスについては、坂城更埴バイパスの坂城町区間（鼠橋からカ石バイパスまでの区間）の整備が本格化しています。また、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道18号までを結ぶ主要地方道坂城インター線については、国道18号からテクノさかき工業団地までの間の延伸工事が進められており、新たな幹線道路の整備による交通の利便性の向上と地域経済の発展が期待されています。

町の気候は、内陸盆地特有の年間降水量が少なく、晴天日が多い典型的な中央高原型の気候であり、国内でも雨量の少ない地域の一つとなっています。

昼夜の気温差が大きく、果樹栽培に適していることから、中山間地においてぶどう、りんごを中心に果樹栽培が盛んで、土地の特性を活かした品種の多様化が図られています。平成27年（2015年）には千曲川ワインバレー広域特区の認定を受け、ワイン用ぶどうの産地化の取り組みが進んでいます。また、かつては花きの施設栽培が盛んでしたが、現在では、花きの栽培施設を活用した野菜などの作物の栽培への転換が進んでいます。ねずみ大根は、町を代表する伝統野菜として、広く認知されています。

町の基幹産業である工業は、昭和初期の疎開工場の誘致を発端に工場立地が進み、平成3年（1991年）のピーク時には375社が操業していました。現在では、事業所数は減少しているものの、機械・金属加工を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積し、大学や研究機関との連携による技術の高度化と高付加価値化により、製造品出荷額等が2,200億円を超える（2019年工業統計調査（平成30年実績））など、県内でも有数の「ものづくりのまち」としての地位を築き、地域経済発展の原動力となっています。

3 町土利用をめぐる基本的条件と課題

今後の町土利用に当たっては、町をめぐる基本的条件を考慮した上で、次のような課題に取り組む必要があります。

(1) 人口減少社会・高齢化社会への対応

- 町の総人口は、昭和50年（1975年）以降16,000人台で推移してきましたが、平成22年国勢調査において15,730人、平成27年（2015年）には14,871人と減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」では、令和12年（2030年）には11,956人になると予測されています。町では、人口減少に歯止めをかけるため、平成28年（2016年）に坂城町人口ビジョンを策定し、2040年（令和22年）に人口13,000人、2060年（令和42年）に人口12,000人の維持を目指し、人口増・少子化対策を進めていますが、今後も年少人口と生産年齢人口の減少と高齢化が進むことが予想されます。
- 今後、土地に対する需要は、整備が進む国道18号坂城更埴バイパスや（主）坂城インター線の周辺で増加することが見込まれますが、人口減少・高齢化の進展により低・未利用地や空き家などの増加、商業機能の空洞化、高齢の農業就業者の離農や後継者不足による農地の荒廃、手入れの不十分な森林の増加など、町土の管理水準が低下することが懸念されています。また、人口流出による所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。
- 人口減少・高齢化社会において、町土の適切な利用と管理を通じて町土を荒廃させない取組みを進めるとともに、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持するための地方創生の取組みを推進する必要があります。

(2) 自然環境、景観等の保全・活用

- 人口減少・高齢化に伴う農林業の担い手不足などにより、荒廃農地や手入れの不十分な森林が増加し、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害が深刻化することが懸念されています。
- また、地球温暖化に伴う気候変動による自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。自然環境の保全を進め、自然環境が有する水源涵養、町土保全など暮らしを支える機能の低下を防止するとともに、自然環境と調和した景観の形成を進め、持続可能で豊かな暮らしを実現する町土利用を図ることが必要です。

(3) 災害に強い、安心・安全なまちづくり

- 近年、全国各地で地震や風水害など自然災害が相次いでいます。特に、令和元年東日本台風では県内各地に甚大な被害が発生し、町においても建物の浸水や千曲川河川敷施設の流出など大きな被害を受けました。今後も、各地で大きな地震の発生や気候変動に伴う豪雨災害の頻発化が予測されており、安心・安全に対する住民の意識が高まっています。

- 町の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクを考慮した、より安全な土地利用を推進するとともに、災害時において人命を守り、経済社会への被害を最小化し、速やかに復旧・復興することができる町土の構築に取り組む必要があります。

(4) 幹線道路網の整備の本格化

- 現在、国道18号坂城更埴バイパスの坂城町区間の整備と（主）坂城インター線の国道18号からテクノさき工業団地までの延伸工事が進められています。新たな幹線道路網による交通の利便性の向上と都市部とのネットワークの強化により、人の交流や物流が活性化することで、地域経済の発展が期待されます。
- 新たな幹線道路の整備による利点を活かし、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を促進し、地域の活力を高める取り組みが必要です。
- また、長野・上田両地域へのアクセスが向上することから、両地域の市町村との広域連携による地域医療体制の確保など行政サービスの充実を図るとともに、圏域全体で観光・交流の促進に取り組む必要があります。



延伸の進む主要地方道坂城インター線

4 町土利用の基本方針

基本理念のもと、町土をめぐる課題に取り組み、将来にわたり持続可能な、安全で豊かな活力ある町土を目指すため、町土利用の基本方針を次のとおりとします。

(1) 適切な町土管理の実現

- 都市的土地利用については、低・未利用地や空き家などの有効活用の促進、公共施設の複合化により行政機能を集約し、土地利用の効率化を図ります。また、産業の振興や雇用の拡大に必要な産業用地の確保と快適な住環境の形成に必要な道路、下水道などの都市基盤の整備を周辺の自然環境に配慮しながら推進します。
- 農林業的土地利用については、農業の担い手を確保し、農地の集積・集約を進めることなどを通じて、農地の保全と農地の荒廃防止を図るとともに、荒廃した農地の再生を促進するなど、農地の効率的な利用を図ります。また、町土の保全、水源涵養^{かん}などに重要な役割を果たす森林の整備と保全を進めます。
- 土地利用の転換については、復元の困難性に加え、生態系や健全な水循環、景観などにも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行います。また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が不明であるなど所有者による管理ができない場合には、所有者以外の者による管理・利用を促進します。

(2) 自然環境、景観等の保全・活用

- 自然環境の保全と良好な管理を進めるとともに、町民の福祉や教育、観光、地域づくりへの活用を図ります。
- 里山や千曲川などの豊かな自然環境と調和した景観づくりを進めます。
- 地域の自然や歴史、伝統文化、地場産品などの地域資源を活かし、地域間交流の促進を図ります。
- 社会資本整備や土地利用において、良好な景観を形成し、自然環境の有する多様な機能の活用を図るため、町花ばらを活用した緑化など花と緑、潤いのあるまちづくりを進めます。

(3) 安心・安全の実現

- 国や県などの関係機関と連携した治山・砂防・治水事業や、防災に必要な施設整備などのハード対策と防災訓練などのソフト対策による総合的な防災・減災対策を講じるとともに、災害リスクを把握し、ハザードマップなどを活用して住民への周知を図り、地域におけるより安全な土地利用を誘導する取り組みを進めます。
- 災害時における避難所機能や行政機能の喪失を防止し、住民生活への影響を最小限にするため、情報通信手段の多重化を進めます。

- 農地や森林を保全するための取組みを通じ、これらの土地が有する町土保全機能の維持・向上を図り、災害に強い町土の構築を推進します。

(4) 活力ある産業と暮らしの基盤づくり

- 現在進められている国道18号バイパスの整備と(主)坂城インター線の延伸工事の早期完成を促進するとともに、(主)坂城インター線については、千曲川を挟んで国道18号バイパスに接続するまでの区間の早期事業化を目指します。
- 新たな幹線道路の完成による都市部とのネットワークの強化を見据え、長野・上田両地域の結節点にある地理的な利点を活かし、「ものづくりのまち」として発展してきた町の特徴である工業を中心に地域産業の成長を促進するため、企業向け支援や農・商・工・観光の連携など産業振興に取り組むとともに、需要に応じた産業用地の確保を推進します。
- 暮らしと産業を支える町道網の整備を推進するとともに、地域公共交通の確保により地域全体の交通基盤を整備し、交通の利便性の向上による暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、企業の生産性を向上し、地域産業の発展を図ります。
- 新たな幹線道路の周辺については、開発や宅地化が進むことが予想されることから、定住人口の増加に向けた取組みを推進するとともに、自然環境や周辺の景観と調和した土地利用を図り、快適な生活環境の確保に努めます。
- 地域経済の活性化と交流人口の増加を図るため、地域資源を活用した産業振興、観光・交流の促進を広域市町村とも連携しながら推進します。

(5) 複合的な施策の推進

人口減少が進む中、健全な財政を維持しながら、町土の適切な管理を進めるために、自然の有する機能を活かした防災・減災対策など、町土の多面的な機能を発揮させ、複合的な効果をもたらす施策を推進します。

(6) 多様な主体との連携・協働による町土管理

人口減少・高齢化社会においては、町土の管理水準の低下を防止するために、住民、地域ボランティア、NPO、各種団体、企業などの多様な主体による町土管理への直接的・間接的なかわりがますます重要となります。町土の適切な管理と有効利用に対する住民の関心を高め、地域住民による主体的な取組みを促進し、連携を図ることにより、地域との協働による町土管理を推進します。

5 地域類型別の町土利用の基本方向

(1) 都市的開発ゾーン

人口減少下においても必要な都市機能の確保を図り、環境負荷の小さい、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- 道路、公園、下水道などの都市施設の整備を計画的に進めるとともに、既存インフラストックを長寿命化し、有効に活用することにより、都市機能の確保を図ります。
- 低・未利用地の有効利用を図るとともに、空き家などの解消に向けた取組みを進めます。
- 地域公共交通の利便性を向上し、高齢者や障がい者など移動制約者も暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 老朽化の進む公共施設の耐震化による安全性の向上を図るとともに、統廃合や機能の複合化を進め、土地の高度利用を図ります。
- 整備の進む国道18号バイパスや（主）坂城インター線周辺における新たな土地需要については、農業や自然的土地利用との調整を図りながら、需要に応じた産業用地の確保を進めるとともに、既存の低・未利用地や空き家などを有効に活用することにより、秩序ある開発の促進を図ります。
- 資源・エネルギー利用の効率化により、環境への負荷の小さいまちづくりを図ります。また、良好なまちなみ景観の形成、生活環境の保全、花と緑を活用したまちづくりにより、自然と調和した美しくゆとりある環境の形成を図ります。
- 災害に強いまちづくりを図るため、地域防災拠点を整備するとともに、防災拠点や避難所を中心に電力や通信機能の確保を進めます。また、住民への情報通信手段の多重化を図り、災害時における確実な情報伝達を確保する仕組みづくりを進めます。
- 既存住宅の耐震化やブロック塀の点検などを促進し、安全性の向上を図るとともに、環境負荷の低減を図るため、住宅への再生可能エネルギーの導入や地域全体のエネルギー利用の効率化を図ります。



テクノさき工業団地

(2) 生産緑地ゾーン

生産緑地ゾーンは、農業の生産基盤の整備により、農地が面的に確保された区域であり、果樹、水稻など農業生産活動が行われています。

- 農地の集積・集約を進め、農業生産基盤を充実し、生産性の向上を図り、農地の良好な管理と農地の保全を推進します。
- 農地の保全を通じ、農地の有する水源涵養^{かん}などの防災機能を維持し、災害に強いまちづくりを推進します。

(3) 開発調整ゾーン

開発調整ゾーンは、都市的開発ゾーンの周辺において、農業や自然的土地利用と集落が共存する区域です。この区域においては、地域全体の均衡ある発展を図るため、地域の実情を踏まえ、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設などの都市的土地利用の用途としても有効活用を図ります。

- 整備が進む国道18号バイパス、(主)坂城インター線沿線については、今後、土地需要の増加が見込まれることから、開発行為の規制や適切な指導により、秩序ある開発を図るとともに、非効率な土地利用を抑制するために、低・未利用地や空き家などの活用を優先させるなど調整を図ります。
- 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的な土地利用を図ります。
- 農業の担い手を確保し、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、生産性の向上を促進し、農地の適切な管理と荒廃の防止を図ります。また、耕作放棄地の解消と有効利用を促進します。
- 千曲川ワインバレー広域特区によるワイン用ぶどうの産地化など、地域資源を活用しながら、観光などと結びつけた新たな産業の創出を図ります。

(4) 自然ふれあいゾーン

網掛びんぐし山周辺、坂城和平地籍、南条吉野地籍については、豊かな自然の保全を図りながら、レクリエーションや健康増進のための施設を活用し、住民の福祉と健康を増進するとともに、自然とふれあう場としての活用を図る地域とします。

(5) 自然保全ゾーン

良好な自然景観を形成し、歴史的な遺産としても価値のある、葛尾城跡、金比羅山、岩鼻、狐落城跡、自在山の5区域については、風致地区の指定により開発行為を規制することで歴史的遺産を保存し、その周辺の自然環境と景観の保全を図ります。

6 利用区分別の町土利用の基本方向

(1) 農地

- 農地の保全と良好な管理を通じて、町土保全、水源の涵養、水田の貯留機能を活用した洪水被害の軽減、自然環境保全などの農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 農地中間管理機構や農業生産基盤整備などを活用した農地の集積・集約を進め、農業生産の効率を高めるとともに、農業後継者などの担い手の安定的な確保を図ります。また、担い手に集中する水路などの管理を地域コミュニティで支える活動を支援し、荒廃農地の発生防止を図ります。
- 耕作放棄地を再生・活用する取組みを促進し、農地の確保を図ります。山間地の耕作放棄地については、可能な限り農地として活用できるよう努め、必要に応じ利用方法の転換を図ります。

(2) 森林

- 水源の涵養、災害防止、環境保全、地球温暖化の防止などの多面的な機能を発揮する持続可能な森林経営を確立するため、主伐と植栽などによる適切な更新を進めるとともに、間伐などにより健全な森林の整備と保全を図ります。
 - 林業の基盤施設である林道と作業道の改良・整備を進め、生産性の向上を図るとともに、自然とふれあい、森林への理解を深める場としての活用を図ります。
 - 災害に強い森林づくりを推進するため、適切な森林整備を図るとともに、県の関係機関と連携して治山事業を進め、安全性の向上を図ります。
 - 里山の松林は、景観や防災の面で重要な役割を果たしています。豊かな松林の保全・再生を図るため、拡大する松くい虫被害に対し、空中散布や伐倒駆除などの取組みに加え、松の植樹を積極的に行うなど総合的な防除対策を実施します。
 - 土地利用の転換に当たっては、周辺の自然環境と災害防止に配慮し、総合的な調整を図ります。また、良好な自然景観を形成し、歴史的にも価値のある風致地区については、開発行為の規制により保全を図ります。
- 植栽地などにおける野生鳥獣による被害防止対策を推進します。

(3) 水面・河川・水路

- 河川氾濫地域や土砂災害の危険性のある区域においては、国や県の関係機関と連携し、河川整備や砂防施設などのハード整備を進めます。また、被害を最小限に食い止める減災の視点から、河川の水位など防災情報などの提供やハザードマップを活用した災害リスクの周知、警戒避難体制の整備を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を進めます。

- 河川敷を有効に利用した運動公園や遊歩道の整備、沿川緑化など水辺空間の整備により、川と親しみ、自然とふれあう場の創出を図るとともに、地域住民との協働による河川環境の美化を推進します。

(4) 道路

- 国道18号バイパスと(主)坂城インター線の整備を促進するとともに、町道の改良整備を進め、町土の有効利用と地域の生活と産業を支える基盤整備を推進します。また、町道の適切な維持管理と計画的な更新により、既存道路の持続的な利用を図ります。
- 道路整備に当たっては、生活環境や自然環境に配慮し、道路の緑化などにより、沿道の良好な環境の整備を図ります。
- 危険箇所の解消やバリアフリー化を進め、安全で快適な生活道路の整備を図ります。
- 農林業の生産性向上、農地や森林の良好な管理を図るため、農林道の整備を推進します。

(5) 宅地

ア 住宅地

- 住宅の耐震化やバリアフリー化、また、再生可能エネルギーの導入促進を通じ、安全性と環境負荷低減の観点から、既存の住宅の質の向上を図ります。
- 低・未利用地や空き家の有効活用、既存ストックの有効活用を優先しつつ、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、景観などに配慮した良好な住環境の形成を図ります。
- 特に都市的土地利用を進める地域においては、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用により、良質な住宅地を供給するとともに、オープンスペースの確保による安全性の向上を図り、ゆとりある快適な環境の形成を進めます。

イ 工業用地

- 産業構造の変化や用地需要の変化に的確に対応するため、周辺の生活環境や自然環境、防災面に配慮し、他の土地利用との調整を図りながら、必要な用地を確保することにより産業集積を促進し、「ものづくりのまち」の更なる発展を図ります。
- 工場と住宅が混在する地域においては、工場の再配置を図ります。また、移転により生じた工場跡地については、地域の生活環境向上のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

- 空き地などの低・未利用地の有効利用を図ります。
- 幹線道路周辺については、今後、多様な土地需要が見込まれることから、広域的な影響や景観との調和などを踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地となるように配慮します。
- 公共施設については、耐震化や再生可能エネルギーの導入を推進し、災害時の機能の確保を図るとともに、老朽化の進む施設の統廃合や複合化による機能の集約を進め、有効な土地利用を推進します。

(6) その他の土地利用

- 住民生活上の重要性とニーズを踏まえ、周辺の環境や景観に配慮しながら公共施設用地の確保を図ります。
- 低・未利用地については、居住用地や事業用地などとして利用を図るほか、公共施設用地や指定緊急避難場所などの防災用地、オープンスペースなど、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。
- 耕作放棄地については、ワイン用ぶどうの産地化の取組みなどを通じ、農地としての再生・活用を積極的に図ります。なお、再生困難な荒廃農地については、地域の実情に応じて森林など新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を進めます。



ワイン用ぶどう産地化の取組み

第2 町土の利用区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

1 町土の利用区分ごとの規模の目標

- 計画の目標年次は令和12年(2030年)とし、基準年次は令和元年(2019年)とします。
- 町土の利用区分は、農地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の6区分とします。なお、国土利用計画全国計画及び長野県計画において原野等に区分される土地は、当町にはありません。
- 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口などを前提とし、利用区分間の調整を行い、定めるものとします。
- 第1の「町土の利用に関する基本構想」に基づく令和12年(2030年)における町土の利用区分ごとの規模の目標は、下表のとおりです。

なお、以下の数値などについては、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

表 利用区分ごとの規模の目標

(ha、%)

利用区分	基準年 令和元年 a		目標年 令和12年 b		増減
	面積	構成比	面積	構成比	b - a
農 地	519	9.7	501	9.3	▲18
森 林	3,597	67.1	3,597	67.1	0
水面・河川・水路	324	6.0	324	6.0	0
道 路	185	3.4	203	3.8	18
宅 地	402	7.5	417	7.8	15
住宅地	245	4.6	252	4.7	7
工業用地	79	1.5	85	1.6	6
その他の宅地	78	1.4	80	1.5	2
その他	337	6.3	322	6.0	▲15
合 計	5,364	100.0	5,364	100.0	0

2 地域別の概要

町土における地域区分は、自然的、社会的、歴史的な経過から、千曲川右岸地域、千曲川左岸地域、千曲川河川地域および森林地域に区分します。

(1) 千曲川右岸地域

地域の概要

この地域は、国道18号やしなの鉄道、上信越自動車道が整備され、幹線道路による都市部とのネットワークが形成されています。また、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道18号までを結ぶ(主)坂城インター線については、現在、国道18号からテクノさき工業団地までの区間の延伸工事が進められています。

国道18号に沿って都市計画用途地域が指定され、住宅地や公共施設、商工業施設など都市的土地利用が行われています。また、「ものづくりのまち」の発展を図るため、幹線道路の利便性を活かして工業団地を整備し、工業立地と集積を進めています。現在、テクノさき工業団地の拡張を進めており、(主)坂城インター線の延伸による効果と相まって、企業の生産性の向上と更なる産業の集積が進むことが期待されます。

山すそまでの扇状地ではりんご、ぶどうなど果樹栽培が行われ、近年では千曲川ワインバレー広域特区の認定を受け、ワイン用ぶどうの産地化の取組みを進めています。また、ねずみ大根など伝統野菜や水稻の栽培も行われています。

千曲川沿いでは、水田地域が広がる中、さかき千曲川バラ公園が整備され、千曲川の水辺の自然を活かした風景が形成されています。

土地利用の基本方向

(主)坂城インター線に接続する町道の改良を中心とした道路網の整備を推進するとともに、産業用地の需要に対応するため、農業や自然的土地利用、景観との調和を図りながら産業用地の確保を進めます。また、(主)坂城インター線の更なる延伸に向け、引き続き関係機関への働きかけを行い、現在整備が進められている国道18号バイパスに接続するまでの区間の延伸整備の早期事業化を目指します。

老朽化の進む道路や橋りょうの長寿命化を図るとともに、駅や学校を中心に道路のバリアフリー化を推進するなど交通の安全性の向上を図ります。

しなの鉄道坂城駅周辺では、商業活力の低下による低・未利用地の増加など空洞化が進行していることから、地域の合意形成を踏まえ、坂城の中心市街地として、地域の活性化を図る施策を推進します。

保健センター、老人福祉センターなど今後ニーズが高まると予想される福祉施設の老朽化が進んでおり、これらの施設を中心に行政機能の複合化を進め、土地の有効利用を図ります。また、公共施設の耐震化や再生可能エネルギーの導入により、安全で環境負荷の小さい施設整備を進め、行政サービスの確保を図り、住みよいまちづくりを進めます。

災害に強いまちづくりを図るため、国や県の関係機関と連携し治山・砂防・治水施設の整備を進めるとともに、水路の改良を推進します。また、気候変動による豪雨の頻発化が予測されていることから、千曲川沿いの河川氾濫による浸水想定区域や土砂災害の警戒区域などの地域の状況に応じ確実な避難が行われるよう、ハザードマップなどを活用した情報提供や防災訓練を通じた警戒避難体制の確立など総合的な防災・減災対策を推進します。

(2) 千曲川左岸地域

地域の概要

この地域では、現在、国道18号坂城更埴バイパスの坂城町区間（鼠橋からカ石バイパスまでの区間）の整備が進められており、（主）長野上田線からの交通の転換により、都市部へのアクセスの向上が見込まれています。

（主）長野上田線に沿って工場や商業施設が立地し、（主）長野上田線東側の平地では施設栽培や水田などの農業的土地利用が行われ、農業地域の周囲に集落が形成されています。また、昭和橋から坂城大橋周辺の千曲川沿いは工業地域として利用されています。

（主）長野上田線の西側は、山すそまで農業と共存しながら集落が広がっており、カ石バイパス南側は大規模な工業用地として利用されています。また、びんぐし山周辺では、びんぐしの里公園やびんぐし湯さん館が整備され、自然とふれあう健康づくり、スポーツ、レクリエーションのエリアとなっています。

土地利用の基本方向

整備が進む国道18号バイパスの周辺では、商工業の土地需要の増加や集落の拡大による宅地化の進行が見込まれることから、既存の低・未利用地や空き家などの利活用を促進し、秩序ある開発を図ります。また、農業の生産性の向上や防災機能を維持する観点から農地の面的な確保に努め、自然景観や農業的土地利用と調和した土地利用を推進します。

新たな幹線道路の整備による都市部との交通の利便性の向上を活かし、地域経済の活性化と交流の促進を図るため、びんぐしの里公園やびんぐし湯さん館など豊かな自然環境と地域資源を活用した魅力的な観光拠点の整備をソフト事業と一体的に進めます。

千曲川右岸と同様、総合的な防災・減災対策を推進します。特に千曲川沿いの平地は広範囲にわたって河川の氾濫による浸水想定区域に指定されており、また、山沿いの集落に近接する箇所では土砂災害特別警戒区域の指定がされるなど、豪雨の頻発化に伴う災害リスクの増加が予想されることから、避難所における電力や通信機能の確保により、災害時の機能喪失の防止・防災機能の強化を図ります。



びんぐし湯さん館

(3) 千曲川河川地域

町の中央を南北に流れる千曲川については、その豊かな自然環境と水辺空間を次世代へと継承するため、必要な整備と利活用を推進します。

特に頻発する豪雨災害に早急に対応するため、堤防高と堤防断面が不足する箇所の整備など河川の改修を早期に完成するよう国の関係機関へ働きかけを行います。また、千曲川に架かる橋りょうの計画的な修繕による長寿命化を行い、安全性の向上を図ります。特に老朽化の進む昭和橋については、大規模修繕の早期完了を目指します。

河川敷とその周辺については、レクリエーションやスポーツなど住民福祉と健康を増進するために有効活用を進め、運動公園や遊歩道の整備、さかき千曲川バラ公園を中心とした花と緑と水辺の豊かな自然を活かした景観の創出を図るとともに、住民との協働による河川の美化活動や下水道の普及促進により河川の浄化を推進します。



千曲川と昭和橋

(4) 森林地域

町を囲む山間地は、自然に恵まれた緑深い森林地域です。

森林の有する水源の涵養^{かん}、災害防止、環境保全、地球温暖化の防止などの多面的な公益機能を確保するため、有用な樹種の植樹や間伐などによる健全な森林の育成、林道網の整備など適正な管理を推進するとともに、県の治山事業と連携し、森林の保全を図ります。

里山の松林は、景観や防災の面で重要な役割を果たすことから、拡大する松くい虫被害に対し、空中散布や伐倒駆除などの取組みに加え、松の植樹を積極的に行うなど総合的な防除対策を実施し、豊かな松林の保全・再生を図ります。

植栽地などにおける野生鳥獣による被害防止対策を推進します。

風致地区に指定される5地域については、葛尾城跡などの史跡の保存と豊かな自然や景観の保全を図ります。

環境教育やトレッキングなど教育やレクリエーションの場として、森林空間の多面的活用を図ります。また、坂城地区の和平高原については、自然環境の保全に配慮しながら、自然とふれあう場としての活用を図ります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

町土の利用は、この計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件などを踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用を促進するとともに、町は以下の措置を講ずることにより、総合的な対策を実施します。

1 町土利用に関する法律などの適切な運用

- 国土利用計画法やこれに関連する土地利用関係法の適切な運用とこの計画をはじめ土地利用に関する計画に基づく計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と町土の適切な管理を図ります。
- 坂城町都市計画、坂城町農業振興地域整備計画などの個別法に基づく土地利用に関する計画について、必要に応じて見直しを進めます。

2 町土の保全と安全性の確保

- 災害リスクの高い地域の把握、周知を通じ、災害リスクの低い地域への居住などの誘導を進めるとともに、住民の主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップなどを活用した情報提供と総合防災訓練などを通じた啓発を図ります。
- 関係機関と連携し、治水・砂防施設の整備を推進するとともに、中小河川の改修、農業用水利施設の計画的な維持管理を通じ、町土の安全性を確保します。
- 森林の持つ町土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地域の的確な把握に努め、関係機関と連携し、治山施設の整備などを推進します。
- 都市機能の安全性を高めるため、住宅や社会インフラの耐震化、公園などの活用による避難地・避難路の整備、情報通信ネットワークの多重化などの取組みを推進するとともに、災害時の行政機能の喪失を防止するため、再生可能エネルギーの導入により、業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化などの対策を進めます。

3 持続可能な町土の管理

(1) 都市機能の維持

- 空き地、空き家など低・未利用地の活用を促進するとともに、福祉・保健施設の複合化と施設の多機能化を図ることにより、都市機能を集約化し、効率的な土地利用を推進します。
- 循環バスの利便性の向上など地域公共交通の充実を図るとともに、道路の危険箇所の解消やバリアフリー化を推進し、安全な交通が確保されたまちづくりを進めます。

(2) 活力ある産業の基盤づくりと交流の促進

- 国道18号バイパスと(主)坂城インター線延伸工事の早期完成を促進するとともに、(主)坂城インター線については、関係機関へ働きかけ、テクノさかき工業団地から国道18号バイパスに接続するまでの区間の早期事業化を目指します。
- 新たな幹線道路の整備を見据え、町道の改良整備を推進するとともに、道路・橋りょうの適切な維持管理と計画的な更新により、生活と産業の基盤となる道路網の整備を図ります。
- 国道18号バイパスと(主)坂城インター線の周辺においては、都市部とのネットワークが強化される立地条件を活かし、ものづくりを中心とした産業の集積と交流の活性化を図るため、周辺の土地利用や景観との調和に配慮しながら、計画的な産業用地の確保を進めます。
- 町の自然や歴史、文化などの地域資源を活かした交流の促進を図る観点から、さかき千曲川バラ公園、びんぐし湯さん館やびんぐしの里公園などの施設の整備を図るとともに、トレッキングコース、千曲川のサイクリングロードなど自然とのふれあいの場や葛尾城跡などの史跡、文化財の活用を図ります。

(3) 優良農地の確保・農業振興

- 優良農地を確保し、町土保全などの多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農などの効率化に向けて、農業生産基盤の整備や農地中間管理機構などを活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路などの管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。
- 果樹や花きの生産振興、ねずみ大根の栽培や千曲川ワインバレー広域特区におけるワイン用ぶどうの産地化の取組みを推進するとともに、地域の特産品を活用し、6次産業化や地域ブランド化、農産物の高付加価値化に向けた取組みを支援し、地域の農業を活性化し、耕作放棄地の解消など、農地の有効利用を図ります。
- 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵の整備などの対策を推進します。

(4) 持続的な森林管理・林業振興

- 持続的な森林管理を行うため、主伐や植栽などによる適切な更新を進めるとともに、間伐などの施業の効率化を図るため林道などの基盤整備を促進します。

(5) 健全な水環境の維持

- 健全な水循環の維持を図るため、森林の水源涵養機能^{かん}の発揮と農薬の適正使用など環境負荷の少ない農業の推進による河川の自然浄化能力の維持、雨水の地下浸透、土壤汚染の防止などによる地下水の水質保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善などの施策を推進します。

(6) 良好な景観の保全・創出

- まちなみの景観や水辺空間の保全・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図るため、計画的な土地利用を推進するとともに、様々な主体による景観形成に資する取組みを支援します。

(7) 自然環境の保全・活用

- 農林業活動や住民・地域による環境保全活動の促進を通じ、自然環境の維持・形成を図ります。
- 地球温暖化対策を推進するため、太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入と効率的なエネルギー利用を促進するとともに、温室効果ガスの削減のため、森林や緑地の保全・整備を進め、環境負荷の小さな土地利用を図ります。
- 生活環境の保全のため、水質汚濁、土壤汚染、騒音、悪臭などの未然防止を図ります。
- 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進め、持続可能な資源利用を推進します。

4 土地の有効利用の促進

- 低・未利用地と空き家などを含む既存住宅ストックなどの有効利用を図ります。特に、空き家などについては、実態の把握に努め、空き家バンクによる所有者と利用希望者とのマッチングや空き家などを店舗として活用するなど地域の活性化に資する取組みを支援します。また、倒壊などの著しい危険がある空き家などについては、除却などに向けて必要な措置を進めます。

- ものづくりの発展と次世代産業の創出に向け、産業集積を計画的に進める上で必要な工業用地の確保を図ります。
- 工業用地については、周辺環境との調和を図りながら計画的に整備を進めるとともに、既存の低・未利用地の有効利用を促進します。
- 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用により、優良農地の確保に努めます。
- 耕作放棄地の再生と発生防止に取り組むとともに、農地の集積・集約を推進し、多様な担い手による効率的な利用を進めます。
- 町土保全、水源涵養^{かん}などの森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるよう、地域森林計画や坂城町森林整備計画に基づき、間伐などによる森林整備と保全を計画的に進めます。
- 森林や水辺の豊かな自然環境を環境教育や自然とのふれあいの場として活用を図ります。

5 土地利用転換の適正化

- 農地から宅地への転換が依然として続いている一方、低・未利用地や空き家などが増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、無秩序な土地利用の転換の抑制を図ります。
- 農地の利用転換については、農業経営の安定、地域の農業や景観などに及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。
- 森林の利用転換については、林業経営の安定に留意し、災害の発生、環境の悪化など、公益的機能の低下を引き起こすことのないよう、周辺の土地利用との調整を図ります。
- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全、安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、地域住民の意向を踏まえながら、適正な土地利用を図ります。

6 町土に関する調査の推進

土地境界を明確化し、円滑な土地利用を促進するため、「国土調査法」に基づく地籍調査事業を計画的に推進し、早期の事業完了をめざします。

国土利用計画 第4次坂城町計画

参 考 資 料

目 次

表1-1	国土利用計画第4次坂城町計画策定の経過（概要）	1
表1-2	坂城町総合計画審議会	2
表1-3	長野大学総合計画策定プロジェクト委員	4
表2	町土の利用区分の定義	5
表3	計画における主要指標	6
表4	利用区分ごとの町土利用の推移	7
表5	利用区分ごとの規模の目標の考え方	8
表6	町土利用の変化	9
表7-1	農地面積と関係指標の推移と目標	10
表7-2	森林面積と関係指標の推移と目標	10
表7-3	水面・河川・水路面積の推移と目標	10
表7-4	道路面積の推移と目標	11
表7-5	宅地面積の推移と目標	11
表7-6	住宅地面積と関係指標の推移と目標	11
表7-7	工業用地面積と関係指標の推移と目標	12
表7-8	その他の宅地面積と関係指標の推移と目標	12

別 紙

土地利用現況図

地域区分図

土地利用構想図

表 1 - 1 国土利用計画第 4 次坂城町計画策定の経過（概要）

年 月 日	内 容
令和元年 8月20日	総合計画策定委員・策定主任の任命
8月30日	総合計画策定委員会、策定主任会議 （第 5 次長期総合計画検証シートの作成を依頼）
9月5日	長野大学との打ち合わせ
9月17日	企画会議
10月10日	長野大学策定プロジェクト委員の委嘱
10月18日～11月12日	長野大学委員による第 5 次長期総合計画検証に対するヒアリング
11月22日	総合計画審議会委員の委嘱
11月22日	第 1 回総合計画審議会（会長・職務代理者の選出、基本構想・基本計画について 諮問、第 6 次長期総合計画策定方針の承認）
令和 2 年 2 月 21 日	町民アンケート調査の実施 （一般社団法人 長野経済研究所へ調査委託。3月15日まで）
6月17日	若手職員に対する計画策定についての説明と意見募集
7月6日	企画会議（計画骨子についての協議）
7月13日	総合計画策定委員会（計画素々案の作成の依頼）
8月20日～10月6日	長野大学委員による計画素々案に対するヒアリング
10月14日	企画会議（国土利用計画第 4 次坂城町計画素々案の協議）
10月19日	総合計画策定委員会（国土利用計画第 4 次坂城町計画素々案の協議）
10月26日	第 2 回坂城町総合計画審議会（国土利用計画第 4 次坂城町計画素々案の審議）
10月29日	長野地域振興局に対する計画案への意見照会及び調整（12月24日まで）
11月20日	議会全員協議会への計画概要の説明
12月7日	国土利用計画第 4 次坂城町計画素案の公表・意見公募の実施 （公共施設、町ホームページにおいて令和 3 年 1 月 4 日まで募集）
12月15日	住民説明会（文化センター大会議室）
12月25日	長野県知事に対する計画案への意見照会及び調整（令和 3 年 2 月 1 日まで）
令和 3 年 1 月 19 日	総合計画策定委員会
1月25日	企画会議
2月1日	第 3 回坂城町総合計画審議会（住民説明会、意見公募による意見概要について報告、 答申計画案の審議、答申計画の決定、町へ答申）
2月17日	議会全員協議会への答申計画の説明
3月	国土利用計画第 4 次坂城町計画の決定・公表

表1－2 坂城町総合計画審議会

(1) 坂城町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名
議会議長	西 沢 悦 子
議会総務産業常任委員長	滝 沢 幸 映
ハローワーク篠ノ井 統括職業指導官	渡 邊 純
長野地域振興局企画振興課長	山 寄 哲 哉 (令和元年度) 西 川 裕 (令和2年度)
教育委員	中 島 敏
民生児童委員会 会長	塚 田 明 (令和2年度)
坂城町商工会 会長	關 戸 啓 司
(公財)さかきテクノセンター 理事長	依 田 穂 積
テクノハート坂城協同組合 理事長	宮 後 睦 雄
農業委員会 会長	田 中 克 人
農業委員	石 間 笑
坂城町社会福祉協議会 会長	塩野入 博 幸
区長会 会長	塚 田 正 平 (令和元年度) 岩 井 博 光 (令和2年度)
女性団体連絡会 会長	山 崎 あき子 (令和元年度) 西 澤 豊 子 (令和2年度)
男女共同みんなの会 会長	浅 野 賢 一
文化協会 会長	柳 澤 澄
青少年を育む町民会議 理事長	後 藤 敏 一
国際交流協会 会長	安 島 ふ み 子
J Aながの ちくま地区担当理事	岡 田 康
国際産業研究推進協議会 会長	竹 内 明 雄
産学官研究会 会長 (令和元年度まで)	桜 井 雅 史
長野県公営企業経営審議会 委員	西 澤 孝 枝
校長会 代表	角 田 玲 子
坂城高等学校 校長	伊 藤 浩 治
坂城町金融団代表	田 中 博
労務管理協議会 会長 (令和元年度まで)	佐 藤 洋 子
(株)上田ケーブルビジョン代表取締役社長	母 袋 卓 郎
坂城町スポーツ推進委員会 会長	上 條 昌 夫 (令和元年度) 町 田 京 子 (令和2年度)
坂城町PTA連合会 代表	中 島 隆 文 (令和元年度) 倉 科 泉 (令和2年度)

(2) 総合計画審議会への諮問書

元坂企第 192 号
令和元年 11 月 22 日

坂城町総合計画審議会
会長 西 沢 悦 子 様

坂城町長 山 村 弘

坂城町第 6 次長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

坂城町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

- 諮問事項
- 1 坂城町第 6 次長期総合計画基本構想及び基本計画
 - 2 国土利用計画第 4 次坂城町計画

以上

(3) 答申書

令和 3 年 2 月 1 日

坂城町長 山 村 弘 様

坂城町総合計画審議会
会 長 西 沢 悦 子

国土利用計画第 4 次坂城町計画について（答申）

令和元年 11 月 22 日付け、元坂企第 192 号で諮問のありました国土利用計画第 4 次坂城町計画について、別添のとおり答申いたします。

この答申は、当審議会で 3 回にわたり審議を重ねるなかで、町土の適切な管理と計画的な活用を通じ、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土の維持を目指すための町土の利用に関する行政上の指針を取りまとめたものです。

貴職におかれましては、本答申の内容に基づき速やかに計画を策定され、その着実な推進に努めてください。

表1－3 長野大学 総合計画策定プロジェクト委員

(敬称略)

所 属 等	氏 名
環境ツーリズム学部 教授	松 下 重 雄
環境ツーリズム学部 教授	久保木 匡 介
社会福祉学部 教授	早 坂 淳
社会福祉学部 教授	宮 本 秀 樹
企業情報学部 教授	田 中 法 博
企業情報学部 教授	森 俊 也
企業情報学部 准教授	鈴 木 誠
環境ツーリズム学部 准教授	吉 村 武 洋

表2 町土の利用区分の定義

利用区分	定 義	資 料
農 地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地（畦畔を含む。）	「農林水産省作物統計」による。
森 林	森林法第2条第1項に規定する森林のうち、同条第3項に規定する民有林（林道面積は含まない。） ※当町には国有林は存在しない。	「長野県民有林の現況」による。
水 面 河 川 水 路	水面、河川及び水路の合計である。 (1) 水面 ため池の満水時の水面 (2) 河川 河川法第4条に規定する一級河川及び同法第100条に規定する準用河川の同法第6条に規定する河川区域 (3) 水路 農業用排水路	「ため池台帳」による。 一級河川は図面計測による。 準用河川は河川延長に平均幅員を乗じる。ただし、水面と重複する部分は除く。 水路面積は以下の算出による。 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）
道 路	一般道路、農道及び林道の合計（車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等） (1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路 (2) 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道 (3) 林道 民有林林道のうち林道規定第4条にいう自動車道	「坂城町道路台帳」及び図面計測による。 「農道台帳」による。 「林道台帳」による。
宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。 (1) 住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、町営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたもの (2) 工業用地 「工業統計調査（用地、用水編）」の「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの (3) その他の宅地 住宅地及び工業用地のいずれも該当しない宅地	「固定資産の価格等の概要調書」による。 「工業統計調査」による。
その他	町土面積から「農地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたもの	

表3 計画における主要指標

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

(人)

項 目	平成12年	17年	22年	27年	基準年 令和元年
総人口	16,830	16,463	15,730	14,871	14,310
年少人口 0～14歳	2,436	2,248	2,029	1,796	1,608
	14.5%	13.7%	12.9%	12.1%	11.3%
生産年齢人口 15～64歳	10,803	10,220	9,150	8,113	7,609
	64.2%	62.1%	58.2%	54.7%	53.3%
老年人口 65歳以上	3,590	3,995	4,544	4,925	5,056
	21.3%	24.3%	28.9%	33.2%	35.4%
世帯数	5,431	5,542	5,505	5,473	5,645
1世帯当たり人員	3.1	3.0	2.9	2.7	2.5

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、令和元年は長野県「毎月人口異動調査(10月1日)」

(注) 年齢不詳人口があるため、年齢3区分別人口の合計が総人口と一致しない。

年齢3区分別人口の下段は、構成比を示す。

(2) 産業別就業人口の推移

(人)

項 目	平成12年	17年	22年	27年
総 数	9,322	8,603	7,645	7,516
第一次産業	978	856	626	566
	10.5%	10.0%	8.2%	7.6%
第二次産業	4,793	3,962	3,425	3,312
	51.5%	46.2%	45.0%	44.3%
第三次産業	3,541	3,751	3,562	3,591
	38.0%	43.8%	46.8%	48.1%

(資料) 総務省統計局「国勢調査」

(注) 「分類不能の産業」があるため、各産業の就業者数の合計が就業者数の総数と一致しない。

表4 利用区分ごとの町土利用の推移

											(ha)
利用区分	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	基準年 令和 元年	目標年 12年
農 地	552	551	551	548	539	529	524	518	518	519	501
	田	195	195	195	195	194	193	191	189	189	187
	畑	357	356	356	353	345	336	333	329	329	332
森 林	3,600	3,600	3,600	3,600	3,603	3,601	3,600	3,600	3,600	3,597	3,597
水面・河川・水路											
水 面	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
河 川	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312
水 路	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
道 路											
一般道路	169	169	170	170	170	170	170	170	170	170	188
農 道	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
林 道	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
宅 地											
住宅地	240	240	241	241	243	243	244	245	244	245	252
工業用地	62	72	68	76	79	75	75	79	78	79	85
その他の宅地	94	84	87	80	76	81	82	78	80	78	80
その他	308	309	308	310	315	326	330	335	335	337	322
合 計	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364	5,364

表5 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	説 明
農 地	住宅地、国道18号坂城更埴バイパス及び(主)坂城インター線の道路用地、工業団地整備による工業用地、幹線道路周辺における商・工業用地への転用により面積の減少が見込まれるが、低・未利用地の活用による無秩序な転用の抑制、耕作放棄地の再生・活用の取組みなどを通じ、優良農地の確保を図る。
森 林	林道などの基盤整備と森林の適正な管理を通じ、森林の保全を図り、防災、水源涵養 ^{かん} などの公益的機能を確保し、環境学習やレクリエーションなど多面的な活用を進める。
水面・河川・水路	安全で快適な生活環境を確保するため、水面・河川・水路の整備を進めるとともに親水性やオープンスペースなどの多様な機能確保に努める。自然とのふれあいや憩いの場として、千曲川河川敷の水辺空間の創出と活用を図る。
道 路	国道18号バイパス、(主)坂城インター線の早期整備を推進するとともに、都市計画道路、生活道路などの整備により、総合的な道路網の構築を進める。 農林業の生産性の向上による、農地・森林の適正な管理を図るため、農林道の整備を推進する。
宅 地	国道18号バイパスなど幹線道路の周辺では、集落の拡大が進むことが見込まれる。 産業構造の変化に対応し、次世代産業の創出と産業集積を推進するために工業団地の整備など産業用地の確保を推進する。 空き家など低・未利用地を活用し、住宅地、産業用地の確保を図る。
その他	自然と調和したまちづくりを進めるため、公園の整備や低・未利用地の活用による緑地やオープンスペースの確保を図る。 公共施設の統廃合や機能の複合化を図るため、必要な用地の確保を推進する。 農地・森林からの転用を抑制するため、低・未利用地の活用を優先するとともに、耕作放棄地の再生を図る。

表6 町土地利用の変化

(ha、%)

利用区分	基準年 令和元年 a		目標年 令和12年 b		増減	
	面積	構成比	面積	構成比	b－a	
農 地	519	9.7	501	9.3	▲18	
森 林	3,597	67.1	3,597	67.1	0	
水面・河川・水路	324	6.0	324	6.0	0	
道 路	185	3.4	203	3.8	18	
宅 地	402	7.5	417	7.8	15	
	住宅地	245	4.6	252	4.7	7
	工業用地	79	1.5	85	1.6	6
	その他の宅地	78	1.4	80	1.5	2
その他	337	6.3	322	6.0	▲15	
合 計	5,364	100.0	5,364	100.0	0	

表 7-1 農地面積と関係指標の推移と目標

	農地面積 (ha)	人 口 (人)	農業就業人口 (人)	人口1人当たり 農地面積 (㎡)	農業就業人口 1人当たり 農地面積 (㎡)
平成22年	552	15,730	626	351	8,818
平成27年	529	14,871	566	356	9,346
基準年 令和元年	519	14,310	—	363	—
目標年 令和12年	501	—	—	—	—

農業就業人口は国勢調査第一次産業人口

表 7-2 森林面積と関係指標の推移と目標

	森林面積 (ha)	人 口 (人)	町面積 (ha)	人口1人当たり 森林面積 (㎡)	町面積に占める 森林面積の 割合 (%)
平成22年	3,600	15,730	5,364	2,289	67.1
平成27年	3,601	14,871	5,364	2,422	67.1
基準年 令和元年	3,597	14,310	5,364	2,514	67.1
目標年 令和12年	3,597	—	5,364	—	67.1

表 7-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

	水面・河川・水路面積				町面積 (ha)	町面積に占める 水面・河川・水路 面積の割合 (%)
	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	計 (ha)		
平成22年	2	312	10	324	5,364	6.0
平成27年	2	312	10	324	5,364	6.0
基準年 令和元年	2	312	10	324	5,364	6.0
目標年 令和12年	2	312	10	324	5,364	6.0

表 7－4 道路面積の推移と目標

	道路面積				町面積 (ha)	町面積に占める道路面積の割合 (%)
	一般道路(ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	計 (ha)		
平成22年	169	4	11	184	5,364	3.4
平成27年	170	4	11	185	5,364	3.4
基準年 令和元年	170	4	11	185	5,364	3.4
目標年 令和12年	188	4	11	203	5,364	3.8

表 7－5 宅地面積の推移と目標

	住宅地 (ha)	工業用地 (ha)	その他の宅地 (ha)	計 (ha)
平成22年	240	62	94	396
平成27年	243	75	81	399
基準年 令和元年	245	79	78	402
目標年 令和12年	252	85	80	417

表 7－6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

	住宅地面積 (ha)	世帯数 (戸)	1世帯当たり 住宅地面積 (㎡)
平成22年	240	5,505	436
平成27年	243	5,473	444
基準年 令和元年	245	5,645	434
目標年 令和12年	252	—	—

表7－7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

	工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者1人当たり 工業用地面積 (㎡)
平成22年	62	4,357	142
平成27年	75	5,326	141
基準年 令和元年	79	5,905	134
目標年 令和12年	85	—	—

従業員数は、工業統計調査(従業者4人以上)

(注) 平成27年は平成28年経済センサスの従業者数(平成28年6月1日現在)を参考値として用いている。

表7－8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

	その他の宅地面積 (ha)	人 口 (人)	人口1人当たり その他の宅地面積(㎡)
平成22年	94	15,730	60
平成27年	81	14,871	55
基準年 令和元年	78	14,310	55
目標年 令和12年	80	—	—

国土利用系計画 第4次坂城町計画

目標年次 令和12年(2030年)

令和3年(2021年)3月 発行

坂城町 企画政策課

389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地

kikaku@town.sakaki.nagano.jp

<https://www.town.sakaki.nagano.jp>

印刷・製本 滝沢印刷合同会社



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**





国土利用計画 第4次坂城町計画

目標年次 令和12年(2030年)

坂城町企画政策課

kikaku@town.sakaki.nagano.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



計画の本文には、見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています